

個人番号利用事務用一括導入パソコン等管理システム
(AD/MECM等) 賃貸借
要求仕様書

沖縄県企画部情報基盤整備課

令和6年5月

個人番号利用事務用一括導入パソコン等管理システム (AD/MECM) 賃貸借 仕様書

沖縄県企画部情報基盤整備課

1 件名

個人番号利用事務用一括導入パソコン等管理システム (AD/MECM) 賃貸借

2 期間

本件では、期間を下記の二つに分ける。詳細は別紙1 スケジュール表を参照。

- (1) 新番号用AD/MECM構築期間 (契約締結日～令和6年6月30日)
- (2) 新番号用AD/MECM運用・保守期間 (令和6年7月1日～令和11年6月30日)

3 目的

本件は、既存の個人番号利用事務用一括導入パソコン等管理システム(AD/SCCM等)を新しいシステムに更新し、2(2)で定めている期間において、当該機器を賃貸借するものである。これまでAD/SCCMが担ってきた個人番号利用事務用一括導入パソコンのログイン認証、セキュリティポリシーの管理、セキュリティパッチ配信、インベントリデータの収集等を今後も引き続き実施できるようにすることで、番号系ネットワークのセキュリティレベルやIT資産管理体制の維持をはかることを本件の目的とする。

4 作業概要

- ・ 「個人番号利用事務用一括導入機器等管理システム」の設計を引き継ぐとともに、設計に含まれていない新しい箇所は「一括導入パソコン等管理システム(AD/SCCM)」の設計に準じて、新番号用AD/MECMシステムを導入し、動作確認を行うこと。また、動作確認の結果については、動作確認結果書として提出すること。
- ・ 新番号用AD/MECMシステム稼働後、安定的な稼働が見込めるまでの期間、沖縄県番号用AD/MECM業務運用者の支援を行うこと。
- ・ 当該期間中に発生した障害対応を実施すること。

【設計書・手順書類】

- ・ 一括導入パソコン管理システム (AD/SCCM) 詳細設計書 (資料1)
- ・ 一括導入パソコン管理システム (AD/SCCM) 移行導入手順書 (資料2)
- ・ System Center 2016 Configuration Manager パラメーターシート (資料3)
- ・ 一括導入パソコン管理システム (AD/SCCM) 移行検証 テスト仕様書 (資料4)

5 参考資料の閲覧について

入札参加の検討等において、個人番号利用事務用一括導入パソコン管理システム (AD/SCCM) 詳細設計書等の確認を希望する場合、当該資料を閲覧資料として、沖縄県企画部情報基盤整備課内で閲覧することができる。

閲覧にあたっては、事前に担当職員から閲覧承認を得て閲覧できるものとするが、携帯用複写装置による複写や、カメラ (デジタルカメラやカメラ付携帯端末を含む) 等による閲覧資料の撮影は禁止する。

6 サーバの構成機器について

サーバの構成機器については、別紙2「サーバ機器等の機能・性能」及び別紙3「サーバ機器、ソフトウェア等明細表」の条件を満たす機器を調達すること。

7 要件等

7.1 共通事項

- (1) サーバ機器類を格納するE I A規格対応 19 インチ 42Uラック（コンソール装置含む）を調達に含むこと。
- (2) ラックについては、以下の要件を満たすこと。
 - ・扉及び側面パネルの施錠ができること。
 - ・閉扉のサーバ稼働状態でラック内温度を 30℃以内に保つこと。
 - ・ラックに転倒防止スタビライザーを設置すること。
- (3) サーバ機器類のラックへの設置は、別システム領域確保のため 25Uとすること。
- (4) 電源は 100V/AC 電源のブレーカ等の交換及び 2 次側の配線工事も併せて実施すること。
- (5) 停電時はシステムとして 5 分程度の継続稼働が行われ、復電しないときは自動停止すること。
- (6) 「MECMサーバ」、「ADサーバ」、「SEPMサーバ」による構成とすること。
- (7) 各サーバ機器類のUSBポートの利用については、設定等により許可されたデバイスのみ使用ができること。
- (8) 賃貸借期間中に障害が発生した場合には、速やかに復旧が行えること。（詳細は別表のサービスレベル参照）
- (9) ライセンス違反がないこと。
- (10) ウイルス対策が行われること。

7.2 ハードウェア及びソフトウェアについて

- (1) 契約時点において製品化され、市場において製造・販売が継続されていること。
- (2) 調達するハードウェア及びソフトウェアに対するメーカーサポートが、契約期間満了まで継続されることが、契約時点において示されていること。

なお、やむを得ず賃貸借期間中に後継バージョンへのアップグレードが予め想定される製品を採用する場合は、システムのサービスを継続するうえで必要となる対応（管理ツールの更新等）を原則保守の範囲で行うこと。
- (3) WindowsServer2022 のCALライセンスは、別に調達するため、本調達には含まない。
- (4) MECMのクライアントライセンスは、別に調達するため、本調達には含まない。
- (5) 各サーバ機器類及び管理対象機器分のウイルス対策ソフトのクライアントライセンスは別に調達するため、本調達には含まない。
- (6) ネットワークインターフェースは 1000BASE-Tを基本とする。
- (7) 主たる機器については、グリーン購入法に適合している製品であること。
- (8) マイクロソフト製品については、Select Plus for Government Partners（略称：GSLP）又はOpen License for Government（略称：GOLP）での調達を基本とすること。
- (9) 契約期間満了後は障害対応によりハードディスクの交換等が生じたときは、当該ハードディスク内にあるデータの完全消去を行うこと。なお、消去方式は「米国国防総省規格準拠方式」とする。

7.3 管理対象機器について

管理対象機器は以下の対応表のとおり。

No	管理対象機器		管理システム			
			WSUS	MECM	AD	SEPM
1	番号利用事務専用一括導入端末	599 台	-	対象	対象	対象
2	番号利用事務専用個別導入端末	100 台	-	対象	対象	対象

3	番号利用事務専用 端末標準ソフト管 理システムサーバ	3台	-	対象	対象	対象
4	統合宛名システム 等サーバ	5台	-	対象	対象	対象
計		707台				
他	番号制度専用業務 システムサーバ・ 端末	数十台	-	対象	対象	対象
	計	約750台				

※ 拡張性の観点から1000台程度のサーバ及び端末類の管理が行えるシステム構成とすること。

7. 4 MECMサーバ

① ネットワーク要件

ア サーバを含むネットワーク機器は、個人番号利用事務用ネットワーク及びLGWANのMECMサーバに接続すること。

イ ネットワークはチーミング等により冗長化を図ること。

② ハードウェア要件

管理・配付サーバ及び配付サーバの最低2台構成とすること。

③ 機能要件

ア 更新ファイルは、LGWANのMECMサーバからネットワーク経由でMECMサーバに取り込めること。

イ 管理対象機器に対して指定した更新ファイルの展開が行えること。

ウ 管理対象機器のインベントリ情報が取得できること。

7. 5 ADサーバ

① ネットワーク要件

ア サーバを含むネットワーク機器は、番号系ネットワークのみに接続し、MECM及びSEPMサーバを除き、直接的または間接的に番号系ネットワーク以外のネットワークに接続しないこと。

イ ネットワークはチーミング等により冗長化を図ること。

② ハードウェア要件

サーバは最低2台構成とし、冗長化を行うこと。

③ 機能要件

ア 管理対象機器の利用者をID、パスワードで認証できること。

イ 番号系ネットワーク全体を対象としてDNS及びNTPの機能を提供すること。

ウ グループポリシー及びOU等の設定は、現状のものを継続して使用する。

エ ADドメインについては、現状のものを継続して利用する。

オ 認証ログは最低半年分の保存が可能であること。

カ DVD等のメディアを使用して、手動で設定情報等のファイルをサーバに取り込めること。

7. 6 SEPMサーバ

① ネットワーク要件

サーバを含むネットワーク機器は、番号系ネットワーク及びLGWAN-ASPに接続すること。

② ハードウェア要件

サーバは最低2台構成とし、冗長化を行うこと。

③ 機能要件

ア ウイルス定義ファイルの配信用データは、LGWAN-ASPからネットワーク経由でサーバに取り込み、管理対象機器に対してウイルス定義ファイルの配信が行

えること。

イ ネットワーク負荷軽減の観点から、ウイルス定義ファイルの配信は、最低 14 日前の定義ファイルに対しては、フルパッケージでなく差分ファイルで配信できること。

8 設置場所について

沖縄県庁 14 階電気計算機室内

9 成果物について

新番号用AD/MECM構築期間終了までに、下表の成果物を提出すること。なお、詳細設計書について、新番号用AD/MECM構築後の最新の内容に更新したもの（2024 年度版詳細設計書という。）を成果物として提出すること。

成果物	内容
① システム一式	・運用開始が出来る状態で納入された本システム一式
② ドキュメント類	・業務計画書 ・動作確認結果書 ・2024 年度版詳細設計書 ・業務完了届 ・納品物一覧表 ・その他（議事録等）

10 その他要件

- ・ MECMのライセンス及びインストールメディアについては、沖縄県が調達を予定しており、当該ライセンス等を使用すること。
- ・ MECMのクライアントについては、各一括導入パソコンにインストールする必要があるため、インストールに必要な支援を行うこと。
- ・ ハードウェア及びソフトウェア製品(OSS・フリーソフトを含む)を納品する際は、型番やシリアル番号等保守に必要な情報を一覧表化したもの（納品物一覧表）や、製品に添付されたライセンス証書・保証書・説明書・インストール用媒体等も納品すること。
なお、当該ライセンスの登録に際しては、必要な入力情報に関して情報基盤整備課と事前に調整すること。
- ・ システムに障害が発生した場合、受託者は開発元への問い合わせが可能なサポート契約を持ち、必要に応じて県の要求により開発元へ問い合わせを実施すること。また、製品の不具合等により業務に重大な影響を及ぼし修正プログラムが必要な場合は、開発元に問い合わせを実施し、修正プログラムを入手すること。また、十分なテストを実施したうえで適用すること。
- ・ 本業務の履行体制にActive Directory(AD)/Microsoft Endpoint Configuration Manager (MECM)を用いたシステムの構築及び運用の経験者を有し、必要に応じて本業務の実施担当者と迅速に連携を図れるようにすること。

11 再委託

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合はこれと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の 50%を超える業務

企画判断、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

サーバ設置・設計・構築及びサポート業務

12(4)に定めるその他、簡易な業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

以上